

## 農泊 体験交流企画

### 新型コロナウイルス等 感染予防対策ガイドライン

本ガイドラインは、農泊地域における本会の体験交流事業の参加者・関係者の皆様ならびに弊会職員の感染拡大を防止し、健康を守るため、基本的事項を整理したものです。

作成にあたっては、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」および日本旅行業協会（JATA）・全国旅行業協会（ANTA）の「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」等を参考にしています。

本ガイドラインの内容については、「感染拡大防止と健康を守る」という目的が、過度な負担なく有効に実践されることを最優先に、できる限り端的な表記に努めました。なお感染症の動向や対処方針の改定等を踏まえ適宜必要な見直しを行います。

#### <本会（添乗員）の対応>

- ・発熱や咳等の症状のある添乗員は従事させません。
- ・申込時等に参加者の連絡先を把握します。また、必要に応じて保健所等の公的機関へ情報が提供され得ることを予めご理解ください。
- ・マスクおよびフェイスシールドの着用を行い、飛まつ感染防止に努めます。
- ・参加者には、集合時に非接触体温計で検温を実施し、体温が37.5度以上の場合、または37.5度未満でも平熱よりも高いかことが明らかな場合には、ご参加を見合わせるようご案内させていただきます。  
(※検温等により、有症状を理由に参加できなかった際は、参加費の払い戻し等に応じます。)
- ・手洗いうがい・アルコール消毒などの衛生管理を徹底します。
- ・お弁当など、お客様全員に配布する際は、使い捨て手袋を使用します。
- ・スタンプカードやアンケートの回収ボックス設置、バッチ等の配布物をあらかじめ席に置いておく等、接触回数を減らすよう努めます。
- ・バス等を利用する場合は、密閉を避けるため、必要に応じて事前を含め適宜換気します。
- ・マスクを持参していない参加者には、配付もしくは販売し、参加者全員がマスクを着用するようご案内させていただきます。
- ・接触確認アプリ（COCOA）、及び各地域の通知サービスの活用を推奨します。

## <お客様にお願いすること>

### ○全体

- ・企画中はお客様自身での体調管理をお願いします。
- ・こまめに手洗い・うがいをして、衛生管理をお願いします。
- ・マスクの着用をお願いします。食事の際も直前までは外さないよう、ご協力ください。
- ・使用済みのマスクは、ご自宅までお持ち帰り頂くようお願いいたします。（係員が注意をさせていただく場合があります。その際は、係員の指示に従ってください。）
- ・飛まつ感染防止のため、ソーシャルディスタンス（できるだけ2m、最低1m）の確保に努めてください。
- ・大声を出すような行為は控えていただきます。
- ・発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、ご参加を辞退いただくことをご理解ください。
- ・接触確認アプリ（COCOA）、及び各地域の通知サービスを積極的にご利用ください。

### ○集合時

- ・集合時に、非接触型検温器で、お客様全員の体調確認をさせていただきます。また、質問等により、発熱以外の体調について確認させていただきます。

確認させて頂く質問例：体調（発熱・味覚・咳）、コロナ接触有無、海外渡航有無等

### ○飲食時

- ・取り皿やお酌や盃の使い回しは、控えていただきます。
- ・援農隊の交流会は、当面の間、基本的にお休みとさせていただきます。（個々に食事のご提供は有り）

### ○宿泊時

- ・シャンプーなど消耗品・アメニティ（歯ブラシなど）はご持参ください。
- ・食事や入浴を時間交代制でご案内する場合があります。

### <受入側をお願いすること>

※受入側＝農家、JA、食事、宿泊、買い物、体験施設など、全ての立ち寄り場所。

#### ○全体

- ・発熱や咳等の症状のある従業員様は従事させないようにしてください。
- ・受け入れ側は、入退場やトイレなど共用部での密が発生しないように、動線の確保、案内などを検討ください。
- ・ソーシャルディスタンス（できるだけ2m、最低1m）の確保に努めてください。（例：1名につき2座席の確保）
- ・マスクまたはフェイスシールドの着用を行い、飛まつ感染防止に努めてください。
- ・手洗いうがい・アルコール消毒などの衛生管理を徹底してください。また、出入口やトイレなど施設内を消毒してください。
- ・カード決済等、キャッシュレス精算の採用をご検討ください。
- ・その他、各ガイドラインに準じた対応をしてください。
- ・屋内の施設を使用する場合には、こまめに換気を実施してください。

#### ○施設全般（体験時を含む）

- ・出入口には必ず、各部屋にはできる限り消毒液の設置をしてください。
- ・窓の常時開放または空調換気に努めてください。
- ・風呂場・洗面所・トイレを含む施設内の共有部分や備品など、複数の人が触れる場所の定期的な消毒を徹底してください。
- ・浴場や飲食施設等の共用施設の利用について、人数制限や時間制限などを設け、3密対策を徹底してください。
- ・ビニールシートやアクリル板等、間仕切りを使用し、飛まつ感染の防止に努めてください。

#### ○飲食

- ・対面での着席はできる限り避け、個食、横並びの座席を推奨してください。状況によりビニールシートやアクリル板等、間仕切りを使用し、三密対策を徹底ください。
- ・ビュッフェ方式において、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用 tong や箸等を用意し共用を避けるなど料理の提供方法を工夫してください。
- ・説明事項は、説明書きの紙を用意し、大声でのご発声は控えてください。

#### ○客室

- ・部屋内でもソーシャルディスタンスの確保ができるよう余裕をもった収容人数等に努めてください。
- ・窓の開放または空調換気に努めてください。
- ・シーツ・枕等のリネン類を清潔に保つよう努めてください。
- ・客室内の共有部分や備品の消毒を徹底してください。
- ・アメニティは使い捨てのものををご用意するか持参いただくよう案内をしてください。

## <緊急時の判断と対応>

### ■感染者（可能性が高い症状の方）が発生した場合

①各都道府県の新型コロナウイルスに関する電話相談窓口で電話で状況を相談し指示に従います。

#### ②「受診」が必要かどうか相談後」の対応

○「受診は不要」と判断された場合

「公共交通機関を利用せず帰宅」又は「都道府県が用意する宿泊施設等へ入所」又は「医療機関の受診」（※「感染の疑い」は解消）

○「受診が必要」と判断された場合

「医療機関の帰国者・接触者外来」を受診し、「検査」が必要か判断してもらうこと

#### ③「検査が必要かどうかの判断後」の対応

○「検査は不要」と判断された場合

「公共交通機関を利用せず帰宅」又は「都道府県が用意する宿泊施設等へ入所」又は「医療機関の受診」（※「感染の疑い」は解消）

○「検査が必要」と判断された場合

「検査」で「感染の有無」を判断してもらうこと

#### ④「検査結果の判定後」の対応

○「検査で陰性」と判定された場合

「公共交通機関を利用せず帰宅」又は「都道府県が用意する宿泊施設等へ入所」又は「医療機関の受診」（※「感染の疑い」は解消）

○「検査で陽性」と判定された場合

感染者として「入院・宿泊療養」を開始する。

※地域保健所による消毒や濃厚接触者調査（※感染者の氏名及び緊急連絡先の名簿）の指示を受けること

### 【参考：感染の疑いがある症状の目安（例）】

- ・「息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状」のいずれかがある場合
- ・「重症化しやすい方（※）」で、「発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状」がある場合  
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く」場合（症状が4日以上続く場合）

参考：「新型コロナウイルス感染症について「国民の皆さまへ（予防・相談）」 厚生労働省

### ■旅程の安全な遂行が困難になった場合

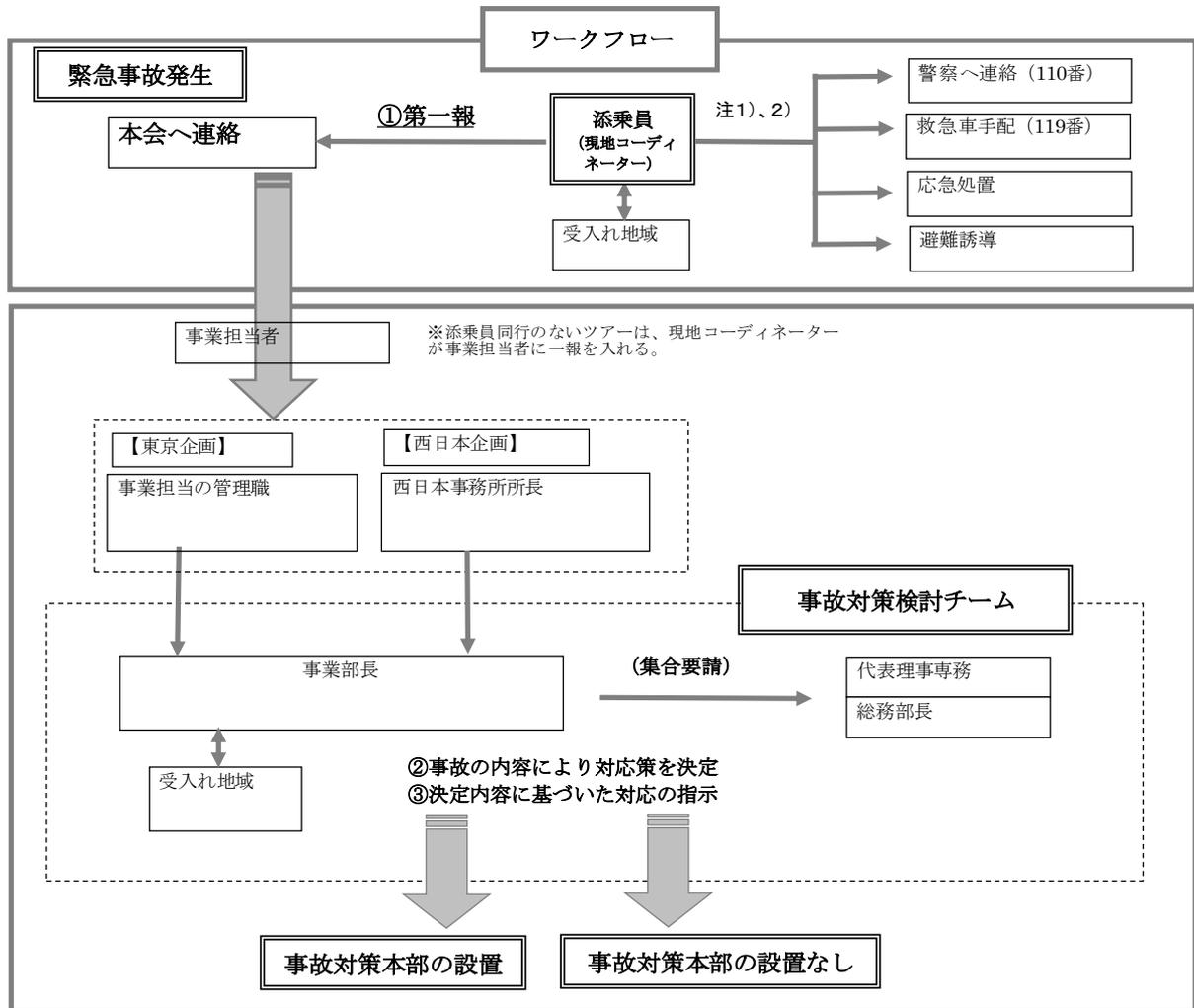
- ・旅行を直ちに中止し、弊会の「国内事故対策要領」に則した対応をさせていただきます。

## <緊急時 連絡体制>

注1) 事故発生・急病人発生の場合は、**救急車手配を優先**し、警察への連絡が必要と判断されるケースについては連絡し対応する。

また、入院を要するような重症ケースについては、即刻本会に連絡し対応の指示に従って行動する。

注2) 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、まず始めに各自治体の新型コロナウイルスに関するお知らせ・電話相談窓口にお問い合わせる。



本ガイドラインの作成に当たっては、以下の「専門家」ならびに  
「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室」に監修いただきました。  
尾内 一信 川崎医科大学 小児科学 主任教授